

日程第5. 議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。提案理由としまして、一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律及び県内市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。これにつきましても先ほどと同様に、概要説明資料、それから議案書3ページの新旧対照表をご覧くださいながら説明いたします。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましても、議案第56号の特別職の職員で常勤のものの特末手当支給条例の一部改正と同様でございます。月例報酬に改正はございません。特末手当のみ、年間3.15月から3.25月への上昇、それから本則では平成29年4月1日からの6月期、12月期でそれぞれ0.05月の上昇です。附則で平成28年12月期のみ0.1月上昇の割合で支給するという改正でございます。以上が議案第57号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第57号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第57号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第57号について討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第57号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は可決されました。